



提出書類の詳細説明



① 保育の必要性を証明する書類

※各証明の有効期限は3ヶ月間です。

入所審査の際は**65歳未満の同居者全員分の状況を考慮し優先度を決定しますので、全員分の証明書類をご提出ください**（父母以外で下記に該当しない方は不要）。

父母・同居者の状態	必要な書類
会社等に勤務している方	就労証明書（勤務先に証明してもらいます）
就労証明書の押印について 就労証明書の押印は不要となりました。 雇用主(事業主)に作成を依頼した上で、以下の留意事項を確認いただき、提出をお願いいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 就労証明書の記載事項について、雇用主（事業主）へ確認する場合があります。 ● 提出書類の改ざん等があった場合には、給付認定及び利用（利用の内定）を取り消すことがあります。 ★市ホームページに就労証明書の E x c e l 様式を掲載しています 釜石市>子育て支援>保育園・幼稚園・こども園>保育所等への入所について	
自営業・農業・漁業に従事している方	就労証明書（自営・農漁業の中心者が記入してください）
内職をしている方	就労証明書（取引先に証明してもらいます）
病人・高齢者を看護・介護している方	保育の必要性の申立書 （ご本人が記入してください）
病气療養中の方 ※医師から保育できないと判断され、治療が必要な期間のみ入所可能	診断書 （病院で記載してもらいます）
求職中の方・就労が内定している方 ※求職中の方は、入所後2か月以内に就労開始することが条件です。	求職活動（就労予定）申立書 （ご本人が記入してください）
出産前後の母親 ※出産予定日8週前の月初日から産後8週月の末日まで入所可能です。	母子手帳(氏名・予定日欄)のコピー もしくは妊娠届出書のコピー

② 当てはまる家庭のみ提出が必要な書類

該当する家庭	必要な書類
障がいのある方がいる家庭	各種手帳、障害基礎年金証書等のコピー
申込み時点で保育型児童館や釜石市外の幼稚園に通っている児童がいる家庭	在園証明書 （在園している園で発行してもらいます）

※ご提出いただいた書類は、釜石市個人情報保護条例（平成17年釜石市条例第22号）第5条の規程に基づき、支給認定及び保育施設入所に係る事務以外の目的には使用いたしません。

状況に変更があった時

今日提出いただいた必要書類で確認した保育の必要な要件や家庭状況により優先度を判定し、入所調整を行います。

今後、下記に当てはまった場合は、調整に影響しますので速やかに市子ども課へご連絡ください。

●世帯構成や氏名の変更があった時（保護者の婚姻や離婚、養子縁組等）

●住所変更、または住民票だけ他市町村に移す場合

●保育を必要とする要件や内容の変更があった時

- 例 ・ 求職活動の要件で申し込んだが、仕事が決まった
・ 勤務時間が月20日×8時間から月15日×6時間になった



●母子手帳の交付を受けた時

※手帳の写しをいただき、育児休暇の取得予定等を確認します。

●申込児童の健康状態に大きな変化があった時

※安全に保育するため、医師の診断等が必要となる場合もあります。

●申込みを取り下げる時

- 例) ・ 保育の必要な要件を満たさなくなった（就労予定を取り止めた等）

入所調整のQ & A

Q1：入所希望の園に相談したり、早くから申込をすれば入所は有利になりますか？

A1：各園が入所児童を選ぶわけではありませんので、入所調整には影響しません。
また、一斉に審査をかけるため、早く申し込んだから有利になるということはありません。

Q2：申込書に記載した利用希望施設に入所可能と連絡がきたが、迷っているので少し考えてもいいですか？

A2：4月入所は申込者多数のため、決定したら必ず入所する前提で利用希望施設を記載してください。

Q3：同じ状況の友達は結果連絡が来たらしいのに、自分にはまだ来ないのですが？

A3：入所調整・結果連絡は並行して順次行います。申込者多数のため、同時に決定した方々でも連絡日は前後することがありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

釜石市子ども課

電話：0193-22-5121

場所：釜石市大渡町3-15-26 保健福祉センター2階